

*「給水装置工事事業者 廃止・休止・再開 届出書」の届出は、次の期限のとおり届出してください。

①事業を廃止又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に届出しなければならない。

②事業を再開したいときは、当該再開の日から10日以内に届出しなければならない。

廃止

指定給水装置工事事業者 休止 届出書
再開

上天草市水道事業

上天草市長 市長名 様

*日付は、提出する日を記入してください。

令和 4年11月30日

届出者

氏名又は名称 株式会社上天草水道

住 所 熊本県上天草市松島町合津111番地1

代表者氏名 上天草 花子

廃止

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の 休止 の届出をします。
再開

フリガナ 氏名又は名称	カブシキカ イシャカミアクサスイドウ 株式会社上天草水道
住 所	熊本県上天草市松島町合津111番地1
フリガナ 代表者の氏名	カミアクサ ハナコ 上天草 花子
(廃止・休止・再開) の年月日	令和4年10月31日
(廃止・休止・再開) の理由	事業所を閉鎖したため

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。